

協会員に対する処分及び勧告について

2024年9月18日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第33条において準用する同第28条第1項の規定に基づく処分及び同第33条において準用する同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 株式会社三菱UFJ銀行

1. 事実関係

(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。

しかしながら、当社の役職員は、親法人等である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」という。）との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を少なくとも10回にわたって行っていた。なお、一部の非公開情報の提供に関しては、当社専務執行役員（当時）自らも提供している状況も認められた。

(主な事例1)

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、当社に対し、MUMSS及びモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社の2社（以下、当該2社を総称して「系列証券会社」という。）への情報提供の禁止を再三伝達していた。しかしながら、

当社専務執行役員（当時）は、当該情報提供が禁止されていることを認識していたにもかかわらず、系列証券会社が当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報を MUMSS に提供した。

当社代表取締役（当時）は、不適切な情報提供が行われている可能性があることを認識したものの、当該専務執行役員から A 社役員との間で事実上の黙認が成立している旨の報告を受け、違法性のある行為ではなかったと誤認したとしている。そのため、当該専務執行役員に対してそれ以上の詳細な事実関係の確認を行っておらず、内部管理統括責任者をはじめとしたコンプライアンス部署に一切の連絡を行わないなど、特段の対応を指示しなかった。このため、当社は、本件について適切な是正措置を講じていなかった。

なお、当該専務執行役員と A 社役員との間で、実際は、黙認が成立していなかった。

（主な事例 2）

B 社が予定していた企業買収に際し、買収資金に係る融資契約の締結に向けた交渉過程で B 社より伝えられた本件買収の実施予定に関する非公開情報について、当社行員は、B 社から本件買収にかかる秘密保持契約の取り交わしを求められ、秘密保持契約を交わしたにもかかわらず、B 社の意思に反し、MUMSS に非公開情報を提供した。

イ 法人関係情報の管理態勢不備等

金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 5 号において、登録金融機関は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。

しかしながら、上記アのとおり、当社の役職員は、MUMSS との間で不適切な法人関係情報の授受を少なくとも 10 回にわたって行っていた。

また、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも 11 件認められた。

このほか、当社行員は配偶者名義で開設した証券口座を利用し、2018 年 7 月から 2023 年 11 月までの間、専ら投機的利益の追求を目的として、勤務時間中の発注を含め、主に信用取引により短期間での同一銘柄反対売買を行う手法により、自己の計算に基づく有価証券の売買を多数回（約 5000 回、約 20 億円）にわたり行っており、このうち少なくとも 4 銘柄の売買については、職務上知り得た法人関係情報に基づく不適切な有価証券の売買であった。なお、当該行員が所属していた部署は、法人関係情報を用いて業務を行う部署ではあるものの、Need to Know 原則（顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則）に反し、本来、法人関係情報を知る必要のない行員に対しても法人関係情報が広く伝達されている

状況にあった。

上記ア、イの行為等は、当社役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはならないことを認識しながら、案件獲得という当社及び系列証券会社の利益を優先したものであり、当社専務執行役員自らが非公開情報を提供している状況及び当社代表取締役も不適切な情報提供があった可能性を認識している状況が認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、当社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであり、当社においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。

(2) 登録金融機関による有価証券関連業の禁止

金融商品取引法第 33 条第 1 項において、登録金融機関は有価証券の引受業務などの有価証券関連業を行ってはならないとされている。

しかしながら、当社は、有価証券の引受等に関し、上場会社等に対して、系列証券会社を引受先や割当先とするよう交渉及び勧誘する行為を少なくとも 28 回にわたって行った。当該行為は、証券取引等監視委員会検査での指摘を受けるまで多数の部署において広く継続的に行われていた。

なお、上記不適切勧誘の一部に関しては、当社の営業部店から当社代表取締役（当時）に対して、当社関与により MUMSS の案件獲得に至った旨の報告がなされており、当該代表取締役においても不適切な勧誘行為が行われていることを認識している状況も認められた。

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という。）は 2018 年に策定した中期経営計画において、グループ収益の最大化を目指す施策を打ち立てており、その一環として、当社の収益目標についても、従来のグループ連携収益と銀行収益の 2 本柱の目標から銀行収益を含むグループ収益に 1 本化されている。このため、行員の業績評価においても、MUMSS に対して顧客ニーズの連携（案件紹介）を行い、系列証券会社で成約に至り収益計上された利益金額が、当社の行員の営業実績にも反映される仕組みとなっていた。

このような状況のもと、当社の多数の部署において不適切勧誘が行われることとなり、一部営業店の行員においては、銀行収益と系列証券会社収益を比較して、系列証券会社収益の方が大きい場合には系列証券会社の契約を獲得する方が収益目標額との関係でも利点が多いと考えたうえで行動している状況も確認された。

(主な事例 1)

C 社の社債発行に関し、MUMSS の提案内容が他社に劣後している状況を把握した当社は、C 社に対して、MUMSS の引受シェアが全くないと厳しいため、MUFG として MUMSS を

主幹事とし、引受シェアを与えてもらえるよう交渉を繰り返し行った。しかしながら、C社からMUMSSに引受シェアを与えない方針があらためて伝えられたことから、当社は、同時期に当社とC社の間で折衝していた融資条件から金利スプレッドの引下げ、弁護士費用及び担保を免除する一方、MUMSSの引受シェアを得られるよう交渉を行った。その結果、MUMSSは幹事に指名され引受シェアを得られることとなった。

このほか、当社はC社に関する別の社債発行に際しても同様の交渉を行い、MUMSSが主幹事に指名されているが、その際、当社の営業部店から当社代表取締役（当時）に対して、当社が何度もC社に対してMUMSSの引受交渉に関与した結果がMUMSSの契約に結びついた旨の報告がなされていた。

（主な事例2）

当社はD社から期間10年の融資要望を受けていた。同時期に予定されていたD社の公募増資に関し、当社の関連部署間において、期間10年で融資する取組意義は証券取引の拡大である旨の議論が行われた結果、当社はD社に対して、期間10年の融資をする条件として系列証券会社の引受シェアを引き上げてほしい旨の抱き合わせ勧誘を行った。

D社が、当社に引受シェアを引き上げなかった場合、今後の当社との融資に影響が生じるのではないかと危惧している旨の懸念を伝えると、当社は、仮に系列証券会社の引受シェアの引き上げがない場合、貸出金額の変更こそしないが、貸出期間については短縮する意向である旨を伝達した。

上記のような状況は、当社経営陣において、MUFGがグループ会社間の営業連携やこれに伴うグループ収益の拡大を掲げる中で、当社行員がグループ収益の確保に向けて、法令で禁止されている引受交渉等に自ら関与するリスクの認識が希薄であったことにより発生したものと認められる。

上記（1）（2）の行為は、グループ連携に係る適正な内部管理態勢を構築・運用する責務を負っている経営陣が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず、上記の不適切行為の発生を未然に防止するために必要な内部管理態勢を構築していないなど、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されていないことに起因するものであり、当社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。

2. 法令等適用

上記1.（1）のような状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。また、当社行員

における専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買は、金融商品取引法第 38 条第 9 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 12 号に該当するものと認められる。

また、上記 1. (2) の行為は、登録金融機関による有価証券関連業を禁止する金融商品取引法第 33 条第 1 項に違反するものと認められる。

したがって、上記 1. について、定款第 33 条において準用する同第 28 条第 1 項第 3 号及び同項第 4 号に該当すると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、株式会社三菱 UFJ 銀行に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 33 条において準用する同第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 2 億 5,000 万円

(2) 定款第 33 条において準用する同第 29 条の規定に基づく勧告

① 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、経営管理態勢並びに銀証連携に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化を含む実効性のある業務改善計画を着実に実施すること。

② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2024 年 6 月 24 日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）

協会員に対する処分及び勧告について

2024年9月18日
日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第28条第1項の規定に基づく処分及び同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. 事実関係

(1) 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。

しかしながら、当社の役職員は、親法人等である株式会社三菱UFJ銀行（以下「MUBK」という。）、親法人等であるモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社（以下「MSMS」という。）との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を少なくとも13回にわたって行い、これを当社社内で共有していた。また、MUBKから受領した一部の非公開情報については、当社代表取締役副社長（当時）自らが受領するとともに、当該非公開情報を利用して、引受契約の締結にかかる勧誘を行っている状況も認められた。

(主な事例1)

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、MUBKに対し、

当社及びMSMSへの情報提供の禁止を再三伝達していた。しかしながら、当社代表取締役副社長（当時）は、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報をMUBKから受領し、これを社内関係者に共有及び社内関係者からMSMSに提供しているほか、当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該非公開情報を利用して、営業戦略を企画し、引受契約の締結にかかる勧誘を行った。

（主な事例2）

B社が予定していた企業買収に際し、買収資金に係る融資契約の締結に向けた交渉過程において、MUBKがB社より伝えられた本件買収の実施予定に関する非公開情報について、当社職員は、当該情報共有が法令違反行為であると知りながら、B社の意思に反し、MUBKから非公開情報を受領し、これを当社代表取締役副社長（当時）も含めた社内関係者に共有及びMSMSに提供した。

イ 法人関係情報の管理態勢不備

金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号において、金融商品取引業者は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。

しかしながら、上記アのとおり、当社の役職員は、MUBK及びMSMSとの間で不適切な法人関係情報の授受を少なくとも13回にわたって行っていた。

また、社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも16件認められた。

上記ア、イの行為等は、当社役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはならないことを認識しながら、案件獲得という当社、MUBK及びMSMSの利益を優先したものであり、当社代表取締役副社長自らが非公開情報を受領している状況が認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、当社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであり、当社においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。

（2）登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況

ア 登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況

当社は、前回証券取引等監視委員会検査において、当社からMUBKに対して引受交渉を依頼し、MUBKが引受シェアの交渉を行ったともとれるような営業日報の記録が認めら

れるなど、MUBK が法令上禁止されている有価証券関連業務を行うことを誘発しかねない状況が認められる旨の指摘を受けていた。この際、当社は、当社担当職員に対する聞き取りを中心とした事実関係の確認のみにとどまり、メール等の検証や MUBK に対する確認を行うことなく、単に誤解を招く記載であったなどと結論づけていた。この結論を前提に、社内に対して営業日報に不適切な記載を行わないよう注意喚起が行われ、MUBK が引受交渉を行っていた旨の事実関係が営業日報に記載されない状況となっていた。このような中、以下のような事実関係が確認された。

- ① 当社役職員は、少なくとも 4 回、MUBK が法令違反に該当し得る有価証券の引受けに係る交渉を行っている状況につき、MUBK から報告を受けるなどして把握していたにもかかわらず、当社コンプライアンス部門に対して当該行為を報告・相談していないほか、MUBK の行員に対し、当該行為を止めるよう注意や警告をすることなく、この状況を看過・助長したうえで金融商品取引契約を締結した。
- ② 当社職員は、少なくとも 3 回にわたり、MUBK の行員に対し、引受交渉を要請するなど、当社職員から MUBK に対して不適切な働きかけを行っていた。
- ③ 当社職員は、MUBK が本来行うことができない引受業務を行っていること、MUBK が所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として当社の引受シェアを引き上げてほしい旨の抱き合わせ勧誘を行っていること、及び、MUBK により所定の契約条件の融資が行われていることを知りながら、顧客との間で引受契約を締結した。

イ 不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢が不十分な状況

当社は、前回証券取引等監視委員会検査において、MUBK が法令上禁止されている有価証券関連業務を行うことを誘発しかねない状況及びモニタリングが不十分な状況であった旨の指摘を受けており、改善策として、不適切な銀証連携の防止などをテーマとした研修の実施やモニタリングの強化に取り組んでいた。

しかしながら、当社コンプライアンス部署によるモニタリングが不十分であったことから、MUBK において多数の法令違反行為が行われている状況を全く把握していなかったほか、MUBK による法令違反行為が行われていた疑義のある事象少なくとも 1 件をモニタリングで検出していたにもかかわらず、グループ全体のコンプライアンスを担当する部署と連携し、必要な対応策を講じるなどの然るべき対応を怠るなど、MUBK の法令違反行為を看過していた。

このような当社の対応状況は、不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢が不十分であったと認められる。

上記のような状況は、当社経営陣において、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

プがグループ会社間の営業連携やこれに伴うグループ収益の拡大を掲げる中で、MUBK がグループ収益の確保に向けて、法令で禁止されている引受交渉等に自ら関与するリスクの認識が希薄であったことにより発生したものと認められる。

上記（１）（２）の行為は、グループ連携に係る適正な内部管理態勢を構築・運用する責務を負っている経営陣が、その責務に照らして求められるべき認識を持たず、上記の不適切行為の発生を未然に防止するために必要な内部管理態勢を構築していないなど、経営陣によるガバナンスが十分に発揮されていないことに起因するものであり、当社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。

2. 法令等適用

上記１．（１）アの行為は、金融商品取引法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する行為に該当するものと認められる。また、上記１．（１）イのような状況は、金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 5 号に該当するものと認められる。

上記１．（２）のような状況は、金融商品取引法第 51 条の「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。また、上記１．（２）ア③については、金融商品取引法第 44 条の 3 第 1 項第 2 号で禁止されている行為に該当する。

したがって、上記１．について、定款第 28 条第 1 項第 3 号及び同項第 4 号に該当すると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

（１）定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 2 億円

（２）定款第 29 条の規定に基づく勧告

- ① 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、経営管理態勢並びに銀証連携等に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化を含む実効性のある業務改善計画を着実に実施すること。

② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2024年6月24日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）

協会員に対する処分及び勧告について

2024年9月18日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第28条第1項の規定に基づく処分及び同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

1. 事実関係

○銀証間における不適切な顧客情報の共有等

ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。

しかしながら、当社の職員は、親法人等である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」という。）との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の受領を少なくとも3回にわたって行い、これを当社内で共有していた。また、MUMSSから受領した非公開情報を利用して引受契約の締結にかかる勧誘を行っている状況も認められた。

（主な事例1）

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、株式会社三菱UFJ銀行（以下「MUBK」という。）に対し、当社及びMUMSSへの情報提供の禁止を再三伝達していた。しかしながら、MUBKの役職員は、当該情報提供が禁止されていることを認識し

ていたにもかかわらず、当社及び MUMSS が当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報を MUMSS の役職員に提供し、さらに当社職員は MUMSS の職員からこれを受領した。このほか、当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当社の職員及び MUMSS の役職員は当該非公開情報を利用して、営業戦略を企画し、引受契約の締結にかかる勧誘を行った。

(主な事例 2)

B社が予定していた企業買収に際し、買収資金に係る融資契約の締結に向けた交渉過程において、MUBK がB社より伝えられた本件買収の実施予定に関する非公開情報について、当該情報共有が法令違反行為であると知りながら、B社の意思に反し、MUBK は MUMSS に当該非公開情報を提供し、当社職員は MUMSS からこれを受領した。

イ 法人関係情報の管理態勢不備

金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 5 号において、金融商品取引業者は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。

しかしながら、上記アのとおり、当社の職員は、MUMSS との間で不適切な法人関係情報の受領を少なくとも 3 回にわたって行っていた。

また、本来であれば、法人関係情報を認識した段階で登録手続などの適切な管理を行うべきところ、当社においては、幹事指名の内諾までは登録手続を行わないという不適切な取扱いが多く確認されているなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも 30 件認められた。なお、30 件の不適切管理のうち、登録が 1 月以上遅延している事例が 11 件認められている（最大遅延は 9 月以上）。

コンプライアンス部門は、職員の情報登録時の情報取得経緯等を確認する段階で、登録遅延及び登録漏れの疑いを認識し得たにもかかわらず、今回証券取引等監視委員会検査において登録遅延及びその疑いを指摘されるまで、いずれも検出できていない状況にあるなど、法人関係情報のモニタリング態勢に不備が認められた。

上記ア、イの行為等は、当社職員が、親法人等から顧客の非公開情報の受領をしてはならないことを認識しながら、案件獲得という当社、MUBK 及び MUMSS の利益を優先したものであり、銀証連携ビジネス等の推進にあたり、当社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであって、当社においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。

また、経営陣において、日本の法令等の遵守のために必要かつ実効性の伴うモニタリング態勢や、法令等遵守意識の教育指導態勢など、顧客に関する非公開情報及び法人関係情報の

取扱いに係る内部管理態勢を十分整備していないことに起因するものであり、当社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。

2. 法令等適用

上記1. アの行為は、金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第8号に規定する行為に該当するものと認められる。また、上記1. イのような状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。

したがって、上記1. について、定款第28条第1項第3号及び同項第4号に該当すると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課5,000万円

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

① 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、経営管理態勢並びに銀証連携等に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化を含む実効性のある業務改善計画を着実に実施すること。

② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2024年6月24日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）

協会員の概要

(2024. 9. 18)

○ 株式会社三菱 UFJ 銀行

- ① 所在地 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
- ② 代表者名 取締役頭取執行役員 半沢 淳一
- ③ 資本金 1兆7,119億円
- ④ 店舗数 525店舗（国内421店舗、海外104拠点）
- ⑤ 従業員数 31,756名

○ 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

- ① 所在地 東京都千代田区大手町1丁目9番2号
- ② 代表者名 取締役社長 兼 CEO 小林 真
- ③ 資本金 405億円
- ④ 店舗数 24本支店、37ブロック
- ⑤ 従業員数 5,681名

○ モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

- ① 所在地 東京都千代田区大手町1丁目9番7号
- ② 代表者名 代表取締役社長 田村 浩四郎
- ③ 資本金 621億4,900万円
- ④ 店舗数 2店舗
- ⑤ 従業員数 908名

(注) 当社HP等を基に作成。

(会員の処分等)

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 }
2 } (省 略)

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 取引の信義則に反する行為をしたとき。

5 }
12 } (省 略)

2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手續を行うものとする。

3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。

6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。

8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

11 第 1 項、第 2 項及び前項の手續に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手續に関する規則」をもって定める。

(会員に対する勧告)

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

(特別会員に対する準用規定)

第 33 条 第 15 条から第 21 条まで、第 25 条、第 28 条及び第 29 条の規定は、特別会員について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 17 条中「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第 28 条中「会員権」とあるのは「特別会員権」とそれぞれ読み替えるものとする。

定款の施行に関する規則（昭 48. 7. 2） — 抜 粹 —

(取引の信義則違反)

第 14 条 定款第 23 条及び第 28 条第 1 項第 4 号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは協会の信用を失墜し又は本協会若しくは協会に対する信義に反する行為をいう。

- 1 本協会の業務若しくは他の協会の営業に干渉し又はこれを妨げること。
- 2 有価証券の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- 3 株券を買集め、その銘柄の株券の大量の所有者であることを利用してその株券の発行会社の関係者に対しその意に反してその株券を有利に売り付けること又はこれに類似する行為を目的とする者の直接又は間接の委託に応じて、その銘柄の株券の買付け又は買付けの取次ぎを行うこと。

協会に対する処分等に係る手続に関する規則（平 22. 6. 28） — 抜 粹 —

(処分の公表)

第 15 条 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会会員に通知する。

- 2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。
- 3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。